

# I・O DATA LCD SupportPack

## ご利用の手引き

### お 願 い

本書には、お買い上げ頂きましたハードウェアメンテナンスサービスのパッケージ製品「I・O DATA LCD SupportPack」において提供されるサービス内容、サービス条件、およびサービスの開始に必要なお客さま登録の手順等を記載していますので、必ずお読みいただきますよう、お願い申し上げます。

NECフィールディング株式会社



## はじめにお読みください

このたびは、NECフィールディング株式会社(以下「当社」といいます。)のハードウェアメンテナンスサービスのパッケージ製品「I・O DATA LCD SupportPack」(以下「本サポートパック」といいます。)をお買い上げいただきありがとうございます。

本サポートパックに基づくサービス(以下「本サービス」といいます。)をお受けいただくため、本サポートパックの開封後、速やかに次の作業を行っていただきますようお願い申し上げます。

### 1.本サポートパックの内容物をご確認ください。

本サポートパックの内容物は以下のとおりです。内容物がすべて揃っているか、ご確認をお願いいたします。万一不足がある場合は、速やかにご購入元までご連絡ください。

- ① 「I・O DATA LCD SupportPack ご利用の手引き」(以下「本書」といいます。)
- ② お客さま登録カード(お客さま情報、ご利用の機器を当社に登録するカードです。以下「お客さま登録カード」といいます。)
- ③ 返信用封筒(お客さま登録カードを返送するための封筒です。)

### 2.本書の内容をご確認ください。

本書の内容にご同意できない場合は、本サポートパックをお買い上げ後 14 日以内にお買い上げいただいた購入元にご返却くだされば、領収書その他の購入を証するものと引き換えに本サポートパックの購入代金をお返しいたします。

### 3.サービス対象機器・期間をご確認ください。

本サービスの対象機器である I・O DATA 機器社製液晶ディスプレイと、お客さま登録カード記載の本サポートパックの型番が一致しているかどうか、サービス期間が正しいかどうかをあらかじめご確認ください。お客さまが本サービスのご利用を途中で中止した場合であっても、**お支払いいただいた料金は返金いたしません**のでご注意ください。本サービスの提供期間は、お客さまの登録申請日にかかわらず、登録申請いただいた I・O DATA 機器社製液晶ディスプレイの保証期間開始日(ご購入日)からご購入された本サポートパックの期間の満了日までです。

※ 保証期間開始日からご登録完了日までの経過期間は本サービス期間から差し引かれます。

※ 本サポートパック 1 パッケージにつきサービスを受けられる台数は 1 台とします。

#### **4.【重要】お客さま登録カードのご記入とご返送をお願いします。**

本サービスをお受けいただくには、事前にお客さまの情報を登録していただくことが必須です。

お客さま登録カードの太枠内に必要事項をご記入のうえ、本サービスの対象である I・O DATA 機器社製液晶ディスプレイの保証書のコピーとともに、**本サポートパックのご購入日から 30 日以内に、当社営業担当に直接お渡しいただくか、同梱の封筒にて当社窓口(受付センター)宛にご返送ください。**

お客さま登録カードが当社に到着し、当社での登録を完了することが、お客さまが本サービスを受けられる条件になります。万一当該期間に返送いただけなかった場合、お客さまは本サービスを受けられないことがあります。

(ご注意)

保証書には、ご購入日が記載されていることをご確認ください。保証書にご購入日の記載がない場合は、ご購入日が確認できるもの(対象機器の領収書等)の写しを同封してください。それらの書類が同封されていない場合は、当該対象機器本体の I・O DATA 機器社における出荷月末日をご購入日とみなしますので、ご注意ください。

#### **5. 消費税率変更時の税差額の負担について**

消費税等相当額については、対象機器のご購入日時点の消費税率で申し受けます。消費税率の変更(増加)があった場合、当社は当該変更後の保守契約期間に係る税差額を別途申し受けますので、本パックのご購入元の指定する方法によりお支払いください。

#### **6.本サポートパック等に関するお問い合わせは、下記窓口までお願い致します。**

【本サポートパックに関するお問い合わせ窓口】

NECフィールディング株式会社

〒108-0073

東京都港区三田一丁目 4 番 28 号(三田国際ビル)

電話:03-3452-7429

(平日 9:00~17:00 国民の祝日、法律の定める休日および当社の定める休日は除く)

【I・O DATA 機器社製液晶ディスプレイ製品に関するお問い合わせ窓口】

インフォメーションデスク

電話:0120-777-618

(月~金(祝日・年末年始を除く) 10:00~17:00)

# 目次

第1章 I-O DATA LCD SupportPack とは	1
1. 対象機器	1
2. I-O DATA LCD SupportPack とハードウェア保証	1
2.1 ハードウェア保証	1
2.2 I-O DATA LCD SupportPack	1
3. 本サービスの対応時間	1
4. 本サービスの提供	2
5. 本サービスの提供期間	2
第2章 登録申請	3
1. 登録申請の手順	3
第3章 サービスの内容および条件	4
1. 本サービスの範囲	4
2. 除外作業	5
3. お客様の負担する費用	5
4. 設置場所への立入等	6
5. 責任の制限	6
6. 対象機器の所有権	6
7. 設置場所の変更	6
8. 設置場所の整備	6
9. 再委託	7
10. 秘密保持	7
11. 権利義務の譲渡禁止	7
12. 損害賠償	7
13. 本サービスの利用中止	7
14. 本サービスの提供の中止	8
15. 反社会的勢力の排除	8
16. 存続条項	9
17. 合意管轄	9
18. 協議	9
別表	10

## 第 1 章 I・O DATA LCD SupportPack とは

本サポートパックは、I・O DATA 機器社製液晶ディスプレイ向けに用意された本サービスのパッケージ製品です。

本書に定める条件に従って本サポートパックをご利用いただくことにより、I・O DATA 機器社製液晶ディスプレイをご購入いただいたお客さまは、本書に定める本サービスをお受けいただくことができます。

本サポートパックは、法人ユーザー様向けの商品です。

### 1. 対象機器

本サービスの適用範囲は、第 2 章に記載された登録手続きに基づき当社に登録され、かつ日本国内に設置された I・O DATA 機器社製液晶ディスプレイ 1 台、および本体付属の添付品（映像・音声ケーブルなど）となります。

ただし、対象機器の使用時間※が 30,000 時間以内の機器に限ります。

※使用時間：画面が点灯している状態の積算時間です。スタンバイ時や電源オフ時は、使用時間に含まれません。30,000 時間を超えて使用されている場合、原則として本サービスを打ち切るものとします。この場合すでにお支払いいただいた代金はお返しいたしません。

## 2. I・O DATA LCD SupportPack とハードウェア保証

### 2.1 ハードウェア保証

対象機器には購入後一定の保証期間を設定しています。この保証期間内に、万一ハードウェアが故障した場合は、保証規定に従い修理します。

### 2.2 I・O DATA LCD SupportPack

本サポートパックは、対象機器購入日から最大 5 年間本サービスをお客さまに提供するためのパッケージ商品です。

ご提供するサービスはお客さま登録カードの商品名、対応時間欄に記載されております。

サービス名		1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目
標準保証(無償修理)		3 年間または 5 年間の引取修理				
I・O DATA LCD SupportPack (本サービス)	3 年間	障害原因切り分けおよび特定＋交換作業				
	4 年間	障害原因切り分けおよび特定＋交換作業				
	5 年間	障害原因切り分けおよび特定＋交換作業				

### 3. 本サービスの対応時間

当サービスの対応時間は、お客さま登録カードの「対応時間」および「起算曜日」に記載されたとおりとします。お客さま登録カードに「提供期間起算曜日」の指定がなかった場合は、月曜日を起算曜日とします。

上記の規定にかかわらず、当社は、対象機器の故障の重要度、緊急度が大きいと判断した場合には、お客さまにご承諾をいただいたうえで提供時間帯外であってもすみやかに当社の技術員(第 3 章9. に基づき第三者に再委託した場合、当該第三者の技術員を含みます。以下同じとします。)を派遣し、修理等の作業(以下「契約時間外作業」といいます。)を行うものとします。この場合、お客さまは、別表に定める料金表に基づきその料金を当社または当該第三者に支払うものとします。ただし、当社が第 3 章9. に基づき委託業者に委託する場合、契約時間外作業の可否は当該第三者の判断によるものとします。

#### 4. 本サービスの提供

当社営業日の 8:30～17:30 の間に対応依頼を受付け、交換作業が必要と判断した場合、当日中に現地到着しオンラインサイトでの対応を開始します。

ただし、交通事情、天候、対象機器の設置地域等の条件により、翌営業日以降の対応になる場合もありますので、あらかじめご了承ください。

#### 5. 本サービスの提供期間

本サービスの提供期間は、お客さまの登録申請日にかかわらず、登録申請いただいた対象機器の標準保守開始日(ご購入日)から、ご購入された本サポートパックの年数(3年間/4年間/5年間)です。標準保証期間開始日からご登録までの経過期間は本サービス期間から差し引かれます。

なお、本サービスによる対象機器の保守対応は、対象機器の標準保守開始日(ご購入日)から最長 5 年までとします。対象機器がご購入から 5 年を超えて使用されている場合、本サービスは打ち切るものとします。この場合すでにお支払いいただいた代金はお返しいたしません。

## 第 2 章 登録申請

本サービスをご利用いただくには、本サポートパックに同梱されているお客さま登録カードにより当社へお客さまの情報を登録していただく必要があります。

### 1. 登録申請の手順

本サポートパックご購入日から 30 日以内に下記の方法により当社への登録申請をしてください。

お客さま登録カードが返送され当社での登録が完了しなければ、本サポートパックに基づく本サービスの提供は開始されません。

万一当該期間内に登録申請をされなかった場合、お客さまは、本サービスを受けられないことがあります。また、対象機器が無償修理期間を過ぎている場合の登録申請も無効となる場合がございますので、ご注意ください。

#### 〔登録申請方法〕

(1) 第 1 章および第 3 章をお読みいただき、その内容に同意できることをご確認ください。

(2) お客さま登録カードに必要事項を記入してください。

(3) 対象機器の保証書のコピーを作成してください。

(4) お客さま登録カードの 1 枚目および(3)の保証書のコピーを、同梱の返信用封筒で当社窓口宛に返送してください。

#### (ご注意)

保証書には、ご購入元、または I・O DATA 機器社の捺印およびご購入日が記入されていることをご確認ください。

保証書にご購入日が記入されていない場合、対象機器のご購入時の領収書または納品書等、その他のご購入日が確認できるもののコピーを同封してください。上記のコピーが添付されない場合、対象機器本体の製造番号と型番から特定される I・O DATA 機器社の出荷月をご購入日とみなします。

当社は、お客さまの登録申請の不備などにより登録が行えない場合は、お客さま登録カードの受領日から 30 日以内に、当社が定める方法によりその旨をお客さまに通知します。この場合、お客さまが本パックに領収書その他の本パックの購入を証するものを添付してご購入元にご返却くだされば、本パックの購入代金をお返しいたします。

お客さま登録カードの受領日から 30 日以内に、当社から登録の可否について何らの連絡も行わない場合、当該期間の満了をもって登録が完了したものとします。



### 第3章 サービスの内容および条件

当社は、お客さまが当社へ登録申請し、当社が登録承認をしたお客さまのお持ちの対象機器に対し、以下に定める内容および条件で、本サービスを提供するものとします。

万一本サポートパックをご購入いただいたお客さまと本サービスの対象となる対象機器の所有者が異なる場合、お客さまの責任において「I・O DATA LCD SupportPack ご利用の手引き」の第1章および本章記載の内容につき対象機器所有者の承認を得ること、および当社が本サービスを行うことができるよう必要な措置を取ることを条件として、当社は本サービスを提供するものとします。

#### 1. 本サービスの範囲

##### (1) 障害原因切り分けおよび特定

対象機器に不時の障害(対象機器の正常な使用ができない状態をいいます。以下同じとします。)が発生した旨のお客さまからのご連絡を受けた場合、その障害発生箇所を切り分け、原因と考えられる故障箇所を特定します。ご連絡の際は、お客さま登録カードに記載いただいたお客さま情報、対象機器の型番・製造号機を通知するものとします。なお、障害原因がソフトウェアに起因する場合は、本サービスの対象外となります。

##### (2) 交換作業

障害箇所特定の結果、対象機器の全交換または対象機器とその他の装置類を接続するケーブル(以下「ケーブル」といいます。)の交換のいずれかが必要と当社が判断した場合、技術員を派遣し、故障した対象機器またはケーブル(以下「故障機器」と総称します。)と当社が用意した代替機器(以下「代替機器」といいます。)または代替ケーブル(以下「代替ケーブル」といいます。)との交換作業を行います。交換後の故障機器は、当社が持ち帰るものとします。代替機器および代替ケーブルに係る費用は、本サポートパックの購入代金に含まれます。なお、液晶パネル、バックライトの経年変化による劣化(輝度の変化、色の変化、輝度と色の均一性の変化、残像、焼き付き、欠点の増加など)については、障害に該当しないものとし、当該事由に係る交換作業を実施した場合の代替機器および代替ケーブルの費用はお客さま負担とします。

## 2. 除外作業

次の各号に定める作業および費用については、本サービスに含まれないものとします。ただし、当社は、その必要が認められる場合には、お客さまと別途協議のうえ実施時期、対価の金額その他必要事項を決定し、当該作業を行います。(5)から(9)に定める作業については、その実施が可能な場合には別表に定める料金表によりこれを行います。

- (1)対象機器の移設および撤去に関する作業および立会い
- (2)お客さまの要求による対象機器の改造
- (3)対象機器の日常の清掃、点検および運転
- (4)消耗品の供給等
- (5)天災、地変その他当社の責に帰すことのできない事由により対象機器に生じた故障の修理
- (6)対象機器設置環境条件に反したことにより対象機器に生じた故障の修理
- (7)お客さままたは第三者の不適切な使用または取扱いにより対象機器に生じた故障の修理
- (8)部品が自然消耗、摩耗、劣化し、または仕様頻度、経過時間、仕様環境に関するI・O DATA 機器社所定の基準を超えた場合における修理
- (9)当社または当社が承諾した以外の者が作成したプログラム、ハードウェア等に起因する対象機器の事故の調査および故障の修理
- (10)対象機器の塗装および仕上げ作業ならびに当該作業に必要な資材の供給
- (11)対象機器外部の電気作業および対象機器に関する回線接続のための立会い
- (12)お客さまによる輸送、移動時の落下、衝撃等、お客さまの取り扱いが適正でないために生じた損傷
- (13)対象機器が、当社またはI・O DATA 機器社の指定する設置条件※以外の方法(天井吊りまたは壁掛けを含むがこれに限らない)で設置されている場合の本サービスの提供  
※設置条件: 卓上設置または床設置であり、かつモニターの中心が床面から 1.7m 以内の高さに設置すること
- (14)前各号に定めるほか、本章 1. に含まれない作業

## 3. お客さまの負担する費用

本サービスに要する費用のうち次の各号に定めるものについては、お客さまの負担とします。

- (1)電力料および水道料
- (2)通信費(ただし、当社からお客さまへの通信に要する費用を除きます。)
- (3)消耗品
- (4)本サービスを行うため当社の技術員が船舶、航空機等の交通機関を使用し、または宿泊する必要がある場合には、その交通費、宿泊費および日当
- (5)液晶パネル、バックライトの経年変化による劣化(輝度の変化、色の変化、輝度と色の均一性の変化、残像、焼き付き、欠点の増加など)が生じた場合の部品代

## 4. 設置場所への立入等

- 4.1 お客さまは、本サービスの提供を行うために当社の技術員が対象機器の設置場所に立入ることを認めるとともに、当該技術員が本サービスに係る作業を行うために必要となる作業場所、消耗品を無償で提供するものとします。
- 4.2 お客さまは、当社による本サービスのために必要な範囲で対象機器の稼働を停止するものとします。
- 4.3 お客さまは、対象機器の故障もしくは不適切な使用または本サービスの実施に伴う対象機器の稼働の停止によるコンピュータ・プログラムおよびデータの破壊、消滅に備え、自己の費用と責任で適切な措置を講じるものとします。

## 5. 責任の制限

- 5.1 当社は、対象機器の障害に伴い発生した、お客さまの損害については、何ら責任を負わないものとします。
- 5.2 当社は、当社により提供される本サービスに不備があり適切に完了しない場合（本サービスの実施後、3ヶ月以内に同一原因による同一障害が再発した場合をいい、以下「契約不適合」といいます。）は、当該契約不適合状態の是正のために必要な本サービスを繰り返し実施するものとします。
- 5.3 当社が前号の契約不適合責任を負うのは、本サービスに契約不適合がある旨のお客さまの書面による通知を作業の日から3ヶ月以内に受領した場合に限られるものとします。ただし、当社が契約不適合の存在を知っていた場合は、この限りではありません。
- 5.4 上記 5.2 に基づく作業の繰り返しの実施が、本サービスの実施にかかる契約不適合に関して当社がお客さまに負う責任のすべてであって、当該契約不適合により生じた損害については何ら責任を負わないものとします。
- 5.5 本サービスの結果として、データ、ソフトウェアの再導入、再構築が必要となった場合、当社はその責任を負わないものとします。
- 5.6 本サービスに関して生じたお客さまの損害のうち、間接的損害、逸失利益、派生的損害、第三者からお客さまになされた賠償責任に基づく損害、オペレーティングシステム、データその他のソフトウェアの破損、変更、もしくは消滅、またはお客さまのコンピュータもしくはネットワーク・システムが利用できなくなったことについて、当社は責任を負わないものとします。

## 6. 対象機器の所有権

本サービスの提供に用いる代替機器および代替ケーブルは再生品である場合がありますが、故障機器と機能的に同等のものを使用します。代替機器および代替ケーブルの所有権は、故障機器との交換をもって、お客さま（または故障機器の所有者）に移転し、交換された故障機器の所有権は当該交換をもって当社に移転するものとします。

## 7. 設置場所の変更

お客さまは、登録申請または、お客さま登録カードに記載した対象機器の設置場所を変更する場合、変更後の設置場所と変更日をご購入元もしくは「お客さま登録カード」に記載の「登録申請についての問い合わせ先」へ、変更しようとする日の 14 日以上前に書面により連絡するものとします。ただし、対象機器の設置場所は、日本国内に限られるものとします。

## 8. 設置場所の整備

お客さまは、対象機器に添付されているマニュアル等に記載されている「設置に適した場所」に対象機器を設置し常に環境を整備、維持するものとします。

## 9. 再委託

当社は、自己の費用と責任で本サービスにかかる作業の全部または一部を第三者に再委託することができるものとします。また、当該第三者（以下「再委託先」といいます。）が、その受託した業務を別の第三者に更に委託する場合があることをお客さまはあらかじめ承諾するものとします。

## 10. 秘密保持

10.1 お客さまおよび当社は、本サービスの提供に関連して知り得た相手方の業務上その他の情報であって、書面または電子データにより秘密である旨を指定されたもの（以下「秘密情報」といいます。）を、本サービス提供期間終了後 3 年間、相手方の書面による事前の承諾を得ることなく、第三者に開示または漏洩してはならないものとし、また、本書に基づく義務の履行以外の目的に使用しないものとします。

10.2 上記 10.1 にかかわらず、次の各号の一に該当する情報については、秘密情報として扱わないものとします。

- ① 一般に入手できる情報
- ② 知得時に既に保有していた情報
- ③ 第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
- ④ 相手方の秘密情報を使用することなく独自に開発した情報

10.3 当社は、お客さま登録カードに記載された個人情報（個人情報保護法に定める個人情報をいいます。）を、本サービスの提供およびその品質向上以外の目的のために使用しないものとします。

10.4 当社は、本サービスに合理的に必要な範囲で、お客さまの秘密情報を再委託先に開示することができるものとします。この場合、本項に定める当社の義務と同等の義務を当該再委託先に課すものとします。

10.5 上記 10.1 の規定にかかわらず、お客さまおよび当社は、政府機関、裁判所等（以下「公的機関等」といいます。）から法令に基づき秘密情報の開示を要求された場合、①相手方に対し法律上認められる範囲内で当該開示要求の事実を事前に通知することにより秘密情報の開示差止命令または公開防止に必要な手続きをとる機会を与え、かつ、②当該公的機関等に対し秘密情報の秘密性に即した取り扱いがなされるよう要請したうえで、当該公的機関等に対して当該秘密情報を開示することができるものとします。

## 11. 権利義務の譲渡禁止

お客さまは、当社の書面による事前の承諾を得ることなく、本サービスに基づく自己の権利または義務の全部または一部を第三者に譲渡し、担保に供し、または承継させないものとします。

## 12. 損害賠償

- (1) お客さまおよび当社が本書に関連して損害賠償義務を負う場合、賠償の対象となる損害の範囲は、相手方に現実に発生した直接かつ通常の範囲の損害に限られるものとします。
- (2) お客さまおよび当社の負担する損害賠償の累積金額は、本サポートパックの代金として当社がお客さまから受領した総額を超えないものとします。
- (3) お客さまおよび当社は、相手方が本書に違反した場合であっても、自己が被る損害または損失を最小限にとどめる義務を負うものとします。
- (4) お客さままたは当社による本条の損害賠償の請求は、請求原因の如何を問わず、本サービスに基づく履行義務違反を知り得た時から1年以内に限り行うことができるものとします。

## 13. 本サービスの利用中止

お客さまが本サービスのご利用を途中で中止した場合、および当社が本章14の規定により本サービスの全部または一部の提供を中止した場合でも、お支払済みの代金は、減額、返金いたしません。

## 14. 本サービスの提供の中止

- 14.1 当社は、お客さま(お客さまと対象機器の所有者が異なる場合は、対象機器の所有者を含みます。)が次の各号の一に該当する場合は、何らの催告を要せず直ちに本サービスの全部または一部の提供を中止することができるものとします。
- ① 本書15の規定に違反したとき
  - ② 差押、仮差押、仮処分、競売の申立もしくは租税滞納処分を受け、または破産、会社更生もしくは民事再生手続その他これらに類する手続の申立がなされたとき
  - ③ 自ら振出しもしくは引受けた手形または小切手につき、不渡処分を受ける等支払停止状態に至ったとき
  - ④ 営業の廃止または解散の決議をしたとき
  - ⑤ その他財産状態が悪化したとき、またはそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき
- 14.2 当社は、お客さまが本書に定める義務を履行せず、相当の期間を定めて催告を行った後、当該期間内に当該違反が是正されないときは、本サービスの全部もしくは一部の提供を中止することができるものとします。ただし、当該期間を経過したときにおける債務不履行が取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでないものとします。
- 14.3 お客さまは、自己が 14.1 各号の一に該当する場合、当社に対し負担する一切の金銭債務につき当然に期限の利益を喪失し、直ちにこれを弁済するものとします。

## 15. 反社会的勢力の排除

- 15.1 当社は、お客さま(その役員および従業員を含みます。また、お客さまと対象機器の所有者が異なる場合は、対象機器の所有者ならびにその役員および従業員を含みます)が次の各号の一に該当する場合は、何らの催告を要せず直ちに本サービスの全部または一部の提供を中止することができるものとします。
- (1)暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体または暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」と総称する。)であったこと。
  - (2)反社会的勢力を利用したこと。
  - (3)反社会的勢力に資金提供その他の便宜を供与するなど反社会的勢力の維持運営に協力したまたは関与したこと。
  - (4)反社会的勢力が経営を支配していると認められること(実質的に経営に関与していると認められる場合を含む。)
  - (5)前各号のほか、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること。
  - (6)自らまたは第三者を利用して、当社に対し詐術、暴力的行為または脅迫の言辞を用いるなどして、当社 の 名 誉 や 信 用 を 毀 損 し、 当 社 の 業 務 を 妨 害 し、 又 は 当 社 の 法 的 な 責 任 を 超 え た 不 当 な 要 求 行 為 を 行 っ た 事 実 。
- 15.2 お客さまは、自己またはその役員もしくは従業員(お客さまと対象機器の所有者が異なる場合は、対象機器の所有者ならびにその役員および従業員を含みます。)が上記(1)のいずれかに該当し、または該当する可能性があることが判明した場合は、直ちに当社に通知するものとします。
- 15.3 当社は、15.1 に基づく本サービスの中止により被った損害につき、お客さまに対し損害賠償を請求することができるものとし、当該中止によりお客さまに生じた損害については、一切その賠償の責任を負わないものとします。
- 15.4 当社は、お客さまが 15.1 各号の一に違反した疑いがあると合理的に認められる場合は、当該違反の有無を確認することを目的として調査を行うことができるものとし、お客さまは、当該調査に協力するものとします。

## 16. 存続条項

本サービスが終了した場合であっても、次の規定は、対象事項がある限りなお有効に存続するものとします。

- (1) 「5. 責任の制限」
- (2) 「10. 秘密保持」
- (3) 「11. 権利義務の譲渡禁止」
- (4) 「12. 損害賠償」
- (5) 「13. 本サービスの利用中止」
- (6) 「14. 本サービスの提供中止」 3
- (7) 「15. 反社会的勢力の排除」 3
- (8) 「16. 存続条項」
- (9) 「17. 合意管轄」

## 17. 合意管轄

本サービスに関するお客さまと当社間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所としてこれを解決します。

## 18. 協議

本書に定めのない事項、本書記載の条項中疑義の生じた事項および本書の変更については、お客さまおよび当社で別途協議のうえこれを決定します。

## 別表

### 契約時間外作業および契約除外作業に関するメンテナンスサービス料金表

#### 1.技術料金表

作業時間区分	金額 <税別>
8:30～17:30	10,000 円 (2,500 円 )
17:30～21:00	12,000 円 (3,000 円 )
21:00～翌 8:30	14,000 円 (3,500 円 )

注 1) 上記表金額は 1 人 1 回の料金であり、出勤から1時間迄の料金、括弧内金額は 1 時間以上経過の場合、15 分毎に加算する料金とします。

注 2) 全曜日共通とします。

注 3) 該当作業の継続により提供時間が次の作業時間帯に入った場合は、次の時間帯の加算料金が適用されるものとします。

注 4) 上記料金算定の時間は、当社または委託業者の技術員が担当保守センターから出勤し作業完了するまでの時間とします。

#### 2.日当、宿泊費

当社規定によります

#### 3.交通費

実費相当

#### 4.部品代

実費 (ただし、契約時間外作業の場合は除きます)

お客さま登録カード記入例

# I-O DATA LCD SupportPack

## お客さま登録カード

NECフィールディング株式会社

(商品名) I-O DATA LCD SupportPack	(型番)	(対応時間)	I-O DATA LCD SupportPack 製品シリアルNo.
-----------------------------------	------	--------	---------------------------------------

添付の「I-O DATA LCD SupportPackご利用の手引き」に記載の内容に同意し、下記の通り登録を申請いたします。  
(お客さま情報) ※太枠内をご記入ください。

		ご記入日	20XX年 ΔΔ 月 〇〇 日	
ご登録内容	ふりがな 法人・団体名 (必須)	登録者 (サポートパックの所有者など) <b>にちでんしょうじ</b> <b>日電商事</b>	サービスを受ける機器の設置場所 (カスタマエンジニアが伺う場所) <b>同左</b>	
	ご住所 (必須)	〒 <u>108-8001</u> <b>東京都港区芝5-7-1</b> <b>日電ビル6階</b>	〒..... "	
	ご所属	<b>総務部</b>	"	
	お役職	<b>課長</b>	"	
	ふりがな	<b>にちでんたろう</b>	"	
	お名前(必須)	<b>日電太郎</b>	"	
	TEL(必須)	<b>03-3454-1111</b>	"	
	E-mail アドレス	<b>nichiden_taro@nec.com</b>		
	契約期間起算曜日 (注1)	1. 日曜日 2. 月曜日 <b>3. 火曜日</b> 4. 水曜日 5. 木曜日 6. 金曜日 7. 土曜日		

(注1) ○印で起算曜日を指定してください。起算曜日から連続6日間がサービス実施曜日となります。

(対象機器の内容) (本体情報が正しく記入されていないと保守が受けられない場

週6日間連続製品をお買い上げになり、起算曜日を「火曜日」とした場合、月曜は対応時間外扱いとなります。

型番(必須) ※1	<b>LCD-</b>
製品シリアル No (必須)	<b>01234567</b> ※保証書のシリアル No をご記入ください。
ご購入日	20XX年 ΔΔ 月 〇〇 日 (ご購入日確認の為、保証書のコピーを添付してください)

※1 保守対象となる液晶ディスプレイの型番は、当社ホームページ([http://www.fielding.co.jp/it\\_health](http://www.fielding.co.jp/it_health):「サービス名から探す」  
「サポートパック」)をご参照下さい。

お名前(ご担当者さま)	TEL
法人・団体名	<b>登録者と同じ</b>

本サービス登録申請について不明点、確認等が生じた場合、当社からお問合せさせていただきます。

登録申請についての問合せ先: NECフィールディング(株) 03-3452-7429

受付時間 9:00~17:00 月~金(国民の祝日、法律に定める休日および NEC フィールディングが定める休日は除く)

NECフィールディングは、お客さまが本サービスに関連してNECフィールディングに届け出た情報のうち、

個人情報が含まれる場合には、本サービスの提供以外の目的に利用しないものとします。

但し、法令により開示が求められた場合およびお客さまの同意が得られた場合を除きます。

液晶ディスプレイ製品の問合せ先: I-O DATA 機器 インフォメーションデスク 0120-777-618

受付時間: 月~金(祝・祭日は除く) 10:00~17:00

※下記欄は記入不要

受付確認	年 月 日	EDP 登録	登録完了 返却日	メモ
拠点責任者	印			

お客さま → 受付センター → 受注拠点  
お客さま → 受注拠点

(バーコードラベル貼付位置)

[保管: 契約終了後 2年]